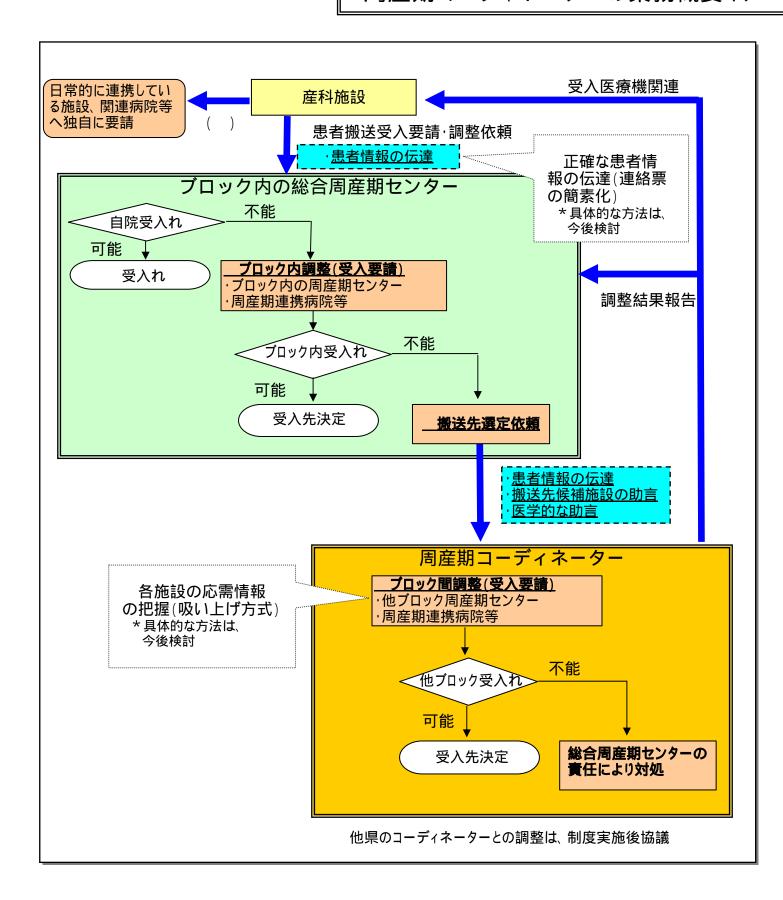
周産期コーディネーターの業務概要イメージ(転院搬送の場合)(検討中の案)



【搬送先調整の手順】

産科施設等からの患者搬送依頼

産科施設等では、患者の搬送が必要となった場合、日常的に連携している施設等に要請しても搬送先が決まらない場合は、各ブロックの総合周産期センターに患者の受入要請・調整依頼を行う。

総合周産期センターにおけるブロック内調整

各ブロックの総合周産期センターは、必要な患者情報を把握した上、自院での受入れが不能な場合、ブロック内の周産期センター、周産期連携病院等に受入要請する。

コーディネーターへの医療機関選定依頼

自ブロック内で受入れ不能の場合、総合周産期センターは、コーディネーターに選定を依頼する。

その際、コーディネーターに患者情報の伝達をするとともに、搬送先として適切な施設についての助言や医学的観点からの助言を行う。

コーディネーターによる搬送先選定

コーディネーターは、総合周産期センターからの患者情報と助言等を参考

都内医療機関に受入要請を行う。受入先が決まらない場合は、総合周産期センターの責任により対処する。

依頼元産科施設等への連絡

コーディネーターは、調整結果を総合周産期センターに報告するとともに、依頼元産科施設等に搬送先医療機関を連絡する。

連絡を受けた産科施設等は、搬送先医療機関への連絡及び救急車出動要請を行い、患者を搬送する。